

千葉県飲酒運転根絶宣言事業所・宣言店登録実施要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、飲酒運転は絶対しない、させない、許さないという県民意識の高揚を図り、飲酒運転のない、県民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、県が県警と連携して実施する、飲酒運転根絶を宣言する事業所（以下「飲酒運転根絶宣言事業所」という。）及び飲食店（以下「飲酒運転根絶宣言店」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第二条 飲酒運転根絶宣言事業所の登録の対象は、千葉県内で事業を営む事業所とする。

2 飲酒運転根絶宣言店の登録の対象は、千葉県内で営業し、利用客に酒類を提供する飲食店（以下「酒類提供飲食店」という。）とする。

(登録の基準)

第三条 飲酒運転根絶宣言事業所は、次の事項を宣言し、実践する事業所とする。

- 一 道路交通法規を遵守し、飲酒運転は絶対にしない。
- 二 車両を運行する際に、従業員の飲酒の有無を確認する。
- 三 飲酒運転を行うおそれのある人に対して車両や酒類を提供しない。
- 四 飲酒運転を発見したときは、速やかに警察に通報する。
- 五 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という飲酒運転根絶の理念を持ち続け、社会から飲酒運転が根絶されるよう、取組を継続する。

2 飲酒運転根絶宣言店は、次の事項を宣言し、実践する酒類提供飲食店とする。

- 一 道路交通法規を遵守し、飲酒運転は絶対にしない。
- 二 利用客の交通手段を確認する。
- 三 飲酒運転を行うおそれのある利用客に対して車両や酒類を提供しない。
- 四 飲酒運転を発見したときは、速やかに警察に通報する。
- 五 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という飲酒運転根絶の理念を持ち続け、社会から飲酒運転が根絶されるよう、取組を継続する。

(登録申込)

第四条 飲酒運転根絶宣言事業所の登録の申し込みをしようとする事業所は、県に飲酒運転根絶宣言事業所登録申込書（様式3。以下「宣言事業所登録申込書」という。）を提出するものとする。

2 飲酒運転根絶宣言店の登録の申し込みをしようとする酒類提供飲食店は、県に飲酒運転根絶宣言店登録申込書（様式4。以下「宣言店登録申込書」という。）を提出するものとする。

(登録の実施)

第五条 県は、前条の規定による宣言事業所登録申込書の提出があったときは、県警と協議のうえ、その内容を審査し、適当と認められるときは、次に掲げる事項を飲酒運転根絶宣言事業所登録台帳（様式5。以下「宣言事業所登録台帳」という。）に登録するものとする。

- 一 事業所名
- 二 所在地
- 三 代表者の氏名
- 四 電話番号
- 五 組合名（組合に加入している場合）
- 六 登録年月日及び登録番号

2 県は、前条の規定による宣言店登録申込書の提出があったときは、県警と協議のうえ、その内容を審査し、適当と認められるときは、次に掲げる事項を飲酒運転根絶宣言店登録台帳（様式6。以下「宣言店登録台帳」という。）に登録するものとする。

- 一 飲食店名
- 二 所在地
- 三 代表者の氏名
- 四 電話番号
- 五 組合名（組合に加入している場合）
- 六 登録年月日及び登録番号

3 県は、登録した飲酒運転根絶宣言事業所（以下「登録宣言事業所」という。）に対し、飲酒運転根絶宣言事業所登録証（様式1。以下「宣言事業所登録証」という。）を交付するとともに、当該登録宣言事業所等の公表の同意を得られた場合は、第一項第一号及び第二号の一部（市町村名のみ）の事項を、千葉県ホームページに掲載するものとする。

4 県は、登録した飲酒運転根絶宣言店（以下「登録宣言店」という。）に対し、飲酒運転根絶宣言店登録証（様式2。以下「宣言店登録証」という。）を交付するとともに、当該登録宣言店等の公表の同意を得られた場合は、第二項第一号及び第二号の一部（市町村名のみ）の事項を、千葉県ホームページに掲載するものとする。

（宣言事業所登録証・宣言店登録証の表示）

第六条 登録宣言事業所は、前条の宣言事業所登録証を、従業員等に見えやすい場所に掲示するものとする。

2 登録宣言店は、前条の宣言店登録証を、来店者に見えやすい場所に掲示するものとする。

（登録の変更）

第七条 登録宣言事業所及び登録宣言店は、第五条第一項各号又は同条第二項各号に掲げる事項に変更があったときは、飲酒運転根絶宣言事業所・宣言店登録変更届出書（様式7）により、速やかにその旨を県に届け出るものとする。

（登録の抹消）

第八条 登録宣言事業所及び登録宣言店は、廃業その他やむを得ない理由により登録を抹消したいときは、県に飲酒運転根絶宣言事業所・宣言店登録抹消届出書（様式8）により、速やかにその旨を届け出るとともに、宣言事業所登録証又は宣言店登録証を返納するものとする。

2 県は、前項の規定により飲酒運転根絶宣言事業所・宣言店登録抹消届が提出されたときは、県警と協議のうえ、各登録台帳から当該登録宣言事業所又は登録宣言店の登録を

抹消し、千葉県ホームページに掲載していた場合は、その掲載を取り止めるものとする。

(登録の取消)

第九条 県は、登録宣言事業所及び登録宣言店が次の各号のいずれかに該当するときは、県警と協議のうえ、その登録を取り消すことができる。

一 宣言事業所登録申込書、宣言店登録申込書及び飲酒運転根絶宣言事業所・宣言店登録変更届出書の記載内容に虚偽があったとき。

二 その他登録宣言事業所及び登録宣言店として適当でないと判断するとき。

2 県は、前項の規定により登録を取り消したときは、その理由を示して、その旨を当該登録宣言事業所及び登録宣言店に通知するとともに、各登録台帳から当該登録宣言事業所及び登録宣言店の登録を抹消し、千葉県ホームページに掲載していた場合は、その掲載を取り止めるものとする。

3 第一項の規定により登録を取り消された事業所及び酒類提供飲食店は、県に宣言事業所登録証又は宣言店登録証を返納するものとする。

(情報提供)

第十条 県は、登録宣言事業所及び登録宣言店が飲酒運転根絶のために必要な取組を効果的に行うことができるよう、県警と協議のうえ、登録宣言事業所及び登録宣言店に対し、飲酒運転による交通事故の発生状況等の情報を提供することができる。

(個人情報)

第十一条 県及び県警は、「千葉県個人情報保護条例」(平成5年2月18日条例第1号)に基づき、事業所及び酒類提供飲食店の個人情報を次の各号のとおり、適正に管理するものとする。

一 個人情報については、「千葉県個人情報保護条例」(平成5年2月18日条例第1号)の趣旨に鑑み、県及び県警それぞれの機関における個人情報の保護に関する規定に従い適正に管理し、及び廃棄するものとする。

二 県及び県警は、個人情報を「千葉県飲酒運転根絶宣言事業所・宣言店」の業務以外の目的で利用してはならない。

三 県及び県警は、第一号及び第二号の取扱いにおいて、疑義が生じた場合には、その都度協議するものとする。

(事務)

第十二条 この登録に関する事務は、千葉県環境生活部くらし安全推進課において処理する。

(その他)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和三年十一月九日から施行する。

附 則

この要綱は、令和五年九月一日から施行する。